

令和8年度県立分水高等学校1学年研修旅行（スキー授業）業務
委託業者選定プロポーザル実施要領

1 業務の概要

（1）業務名

令和8年度県立分水高等学校1学年研修旅行（スキー授業）業務

（2）目的

本業務は、本校で1学年時に実施する研修旅行の企画、準備、添乗及び必要な事務作業等を、安全かつ円滑に行うことで、研修旅行の目的を達成することを目的とする。

（3）業務の内容

別紙仕様書のとおり

（4）委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

2 見積限度額

生徒一人あたり 30,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- （3）会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- （5）新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。

4 募集要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 本要領の内容に関して質問がある場合は、「質問書」(様式任意)を提出すること。

- ・質問提出期限：令和8年10月26日(月) 16:00【必着】
- ・申込先：問合せ先に同じ
- ・提出方法：持参、郵送またはFAX(電話や口頭での質問は受け付けない)

(2) 質問への回答について

- ・回答日：令和8年10月30日(金)
- ・回答先：下記5により申込みのあった全参加者

5 参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

別紙様式1「参加申込書」を提出すること。

申込期限：令和8年11月2日(月) 15:00【必着】

申込先：問合せ先に同じ

方法：持参または郵送

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和8年11月4日(水)までに提案資格の確認結果の通知を書面で行う。

6 提案書の作成要領

(1) 提出書類

ア. 企画提案書

(ア) 「仕様書」を踏まえ記載すること

(イ) 提案書はA4版とし、表紙に「令和8年度県立分水高等学校1学年研修旅行(スキー授業)業務委託提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とすること。

(ウ) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(エ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

イ. 旅程表

ウ. 見積書

見積の総額及び内訳について作成し、代表者印を押印すること。(任意様式)

(2) 提出期限等

期限：令和8年11月11日(水)

提出先：問合せ先に同じ

方法：持参又は郵送

(3) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

7 ヒアリングの実施

提案者は、令和8年11月16日（月）に開催する審査委員会において、ヒアリングを実施するものとする。なお、詳細については別途通知する。

8 審査要領

（1）審査方法

つぎに定める評価基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果を審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

評価基準項目	審査基準	配点
企画内容	成果が期待される提案内容であるか	30
業務遂行能力	委託業務を確実に遂行できる能力があるか	10
業務の実施体制は整っているか		
事業実績	本業務に対する取組実績は豊富か	5
経費	企画内容に対して妥当な経費内訳となっているか	5